

客観的な指標の設定について

○ 単位の認定と成績の評定、評価

単位修得の認定は、その科目を履修し、次の基準をいずれも満たすものでなければならない。

- (1) 当該科目授業の出席時間数が、単位時間数の3/4以上であること。
- (2) 当該科目の評定が「可」以上または「認」であること。
- (3) 評定と評価

評定	秀	優	良	可	不可	認
評価	90点以上	80点以上 90点未満	70点以上 80点未満	60点以上 70点未満	60点未満	—

○ 成績審査の方法

- (1) 単位認定のため科目ごとに成績審査を実施する。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により、成績審査を受けることができない場合は、追審査を受けることができる。この場合、成績審査の日から3日以内に、理由が証明できるものを添付し追審査願を提出しなければならない。
- (3) 成績審査及び追審査の評定が「不可」の場合は、教育計画に再審査を行わない旨記載されている場合を除き、再審査を1回に限り受けることができる。
- (4) 成績審査を無届けで欠席し、又は指定された期日までにレポート等を提出しなかった場合は、単位認定を放棄したものとみなし、評定は「不可」とする。
- (5) 成績審査において不正行為があった場合は、当該科目の成績評定の結果を「不可」とする。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する場合は、成績審査を受けることができない。
 - ア 北海道立北の森づくり専門学院条例第5条第2項第3号に定める授業料、並びに実習等の実施に必要となる傷害保険料、実習経費、被服費、健康診断料、蜂対策費、資格取得経費及び教科書・教材代等が未納の場合。ただし、やむを得ない事情により延納又は分納の手続きを行った場合はこの限りではない。
 - イ 当該科目授業の出席時間数が、単位時間数の1/2未満の場合。
 - ウ 15分を超えて遅刻した場合。

○ 客観的な指標

GP値及びGPA値は、次により算出する。ただし、北海道立北の森づくり専門学院履修要項に定める資格科目及び北海道立北の森づくり専門学院管理規則第15条に基づき休学の許可を受けた生徒の当該休学期間中に行われた科目は、算出の対象としない。

$GP = (\text{点数} - 55) / 10$ ただし、算定の結果 $GP < 0.5$ の場合、 $GP = 0.0$ とする。

$GPA = \sum (GP \times \text{単位数}) / \sum (\text{履修単位数})$

○ 成績の分布状況 (令和4年度末)

学科名	林業・木材産業課程		学 年	2	生徒数	36	
成績の分布							
指標の数値	~0.99	1.00~1.49	1.50~1.99	2.00~2.49	2.50~2.99	3.00~3.49	3.50~
人数	1	5	4	11	8	6	1

学科名	林業・木材産業課程		学 年	1	生徒数	39	
成績の分布							
指標の数値	~0.99	1.00~1.49	1.50~1.99	2.00~2.49	2.50~2.99	3.00~3.49	3.50~
人数	0	2	7	7	5	11	7